

平成15年10月1日

自由民主党

政務調査会 文部科学部会長

田野瀬 良太郎 殿

組織本部 教育・文化・スポーツ関係団体委員長

山 本 一 太 殿

社団法人 日本芸能実演家団体協議会

(芸 団 協)

会 長 野 村 萬

東京都新宿区西新宿3-20-2

東京オペラシティタワー11階

電話 03 - 5353 - 6600

平成16年度文化予算および税制改正について要望書

- 21世紀を文化芸術の新時代に -

要望事項

文化芸術振興基本法、知的財産基本法の制定と、21世紀を文化芸術の新時代にしようとする政治の舵を切ったことを私どもは高く評価いたしております。ここ数年の文化庁予算の増額、さらに本年度税制改革で「法人に係わる芸能報酬」等の源泉徴収制度が廃止されましたことは、自由民主党のご尽力の賜と深く感謝いたしております。厚く御礼申し上げます。

私どもは質の高い芸術を創造し、さらに人々が芸術を豊かに楽しめる社会を実現するため貢献を続けて参りますが、国においても基本法の理念の具体化、さらに昨年12月、閣議で決定されました「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の諸施策を実現するために、財政上、税制上の措置をさらに充実していただきたく以下の重点課題について要望いたします。

平成16年度予算編成について

- 1) 3年後に国家予算に占める文化庁予算の割合を0.2%にする方針を確立して頂きたい
- 2) 文化芸術創造プラン芸術拠点形成事業など重点支援を増額して頂きたい
- 3) 文化芸術創造プランでの人材育成等の芸術基盤形成事業を拡充して頂きたい
- 4) フィルムセンターの独立を視野に入れた映画関係予算の増額をして頂きたい

平成16年度税制改正について

- 5) 芸術分野の公益法人が行う公演事業は、法人創立の目的とする本来事業であり、公演収入等を税法上の収益事業興行業の対象から除外して頂きたい
- 6) 劇場、映画館、音楽堂、能楽堂、寄席・演芸場等の固定資産税を減免して頂きたい
- 7) 撮影後の仕上げ段階(ポストプロダクション)に使用するデジタル編集設備を導入した場合に、当該経費に係る特別償却又は特別税額控除を可能として頂きたい

平成16年度予算編成について

- 1) 3年後に国家予算に占める文化庁予算の割合を0.2%にする方針を確立して頂きたい

文化芸術の創造と国民の鑑賞機会の充実、海外への日本文化発信等を進めることは日本の経済・社会の活性化につながります。そのためには国の政策における文化芸術のプライオリティを飛躍的に高めることが必要で、3年後の目標として、国家予算に占める文化庁予算の割合を0.2%にまで増額する方針のもと予算編成に取り組んで頂きたい。その際、芸術文化の創造と文化財の保護との予算バランスに配慮し、創造性の涵養に重点をおくことが必要と考えます。

- 2) 文化芸術創造プラン芸術拠点形成事業など重点支援の増額をして頂きたい

地域社会において魅力ある芸術が創造され、人々が参加、鑑賞し生きる力を得て、社会経済を活力あるものにするためには、高度な専門能力をもつ人材と組織が活動する資金を得、その活動の場としての劇場等が機能しなければなりません。

全国で等しく人々が芸術鑑賞の機会を得ていくための中核的な劇場等を形成する「芸術拠点形成事業」、人と組織と公演活動を促進する「芸術団体重点支援事業」の大幅な予算増額を要望いたします。

特に、昨年12月、閣議で決定されました「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では劇場、音楽堂等の充実のため「法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る」としており、財政や固定資産税減免など税制による一体的な法的基盤整備が必要であり、劇場事業法（仮称）の検討も視野に入れて頂くことを要望いたします。

- 3) 文化芸術創造プランでの人材育成等の芸術基盤形成事業を拡充して頂きたい

芸術創造と公演活動について支援の考え方は序々に形成されてきましたが、芸術活動の実態把握を行い、評価と政策の基礎を形成する調査研究、貧弱な芸術分野の高等教育体制の中で行われている芸術団体による専門人材育成など現在の芸術団体人材育成支援事業を拡充し、芸術団体のコアコンピタンスを強化する「芸術基盤形成事業」の支援を確立して頂きたい。

- 4) フィルムセンターの独立を視野に入れた映画関係予算の増額を

国立の映画専門機関であるフィルムセンターの機能（映画の保存、普及、上映、人材育成）を充実させ、体制を拡充し、これからの映画振興の軸とするた

め近代美術館からの独立を視野に入れた、映画関係予算の大幅な増額を要望いたします。

平成16年度税制改正について

現在、政府において検討が進められております公益法人改革に多大の関心を抱いております。それは芸術創造活動に公益法人が大きな役割を歴史的に果たしてきたからであり、公益法人税制の「非課税原則」の堅持を基本に据えた公益法人税制改革であることを強く願っています。

5) 芸術分野の公益法人が行う公演事業は、法人創立の目的とする本来事業であり、公演収入等を税法上の収益事業興行業の対象から除外して頂きたい

わが国における芸術創造とその提供の中心は歴史的に形成されてきた芸術団体が担ってきました。芸術家の集う芸団協をはじめとする協会組織、活発に公演活動を展開するオーケストラ、オペラ、バレエ団などの芸術団体は、その活動の公共性から、法人格として社団法人、財団法人、近年には非営利特定活動法人を選択し、多くの人々に芸術体験の場を提供してきました。

これら公益法人の行う公演活動は現在、法人税法施行令第5条の興行業に該当し、場合によっては課税され、納税する事態が発生しています。

収益の非分配を原則とする芸術関係の公益法人は、さらなる国民への芸術提供のため、また、新たな作品創造への再投資の資金を必要としております。

是非とも、芸術関係の公益法人が創立目的とする本来事業である公演収入を税法上の収益事業興行業の対象から除外して頂きたい、ここに要望いたします。

6) 劇場、映画館、音楽堂、能楽堂、寄席・演芸場等の固定資産税を減免して頂きたい

近年、民間企業で設置した劇場や映画館等の閉鎖が続いております。これら民間の劇場は大都市の繁華街に立地し、民間企業が劇場等としての収益性を度外視して運営してきましたが、昨今の経済停滞により本業の経営状況から維持が不可能となったためです。このような劇場等のほかにも芸術関係団体が多くの劇場、音楽堂、能楽堂、寄席・演芸場、稽古場等を自ら設置し、活動の基本となる基盤を必死に維持しております。

これら劇場等は、廃業にまでは至らない場合でも都心部の固定資産税の高い地域に存在するため、1席当たりの単価を押し上げ、日本の舞台芸術や映画の入場料が欧米に比べ高い原因となっています。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の「法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により、劇場、音楽堂等の活動の円滑化、活発化を図る」ことの第一歩として劇場等にかかわる固定資産税の減免を要望いたします。

7) 撮影後の仕上げ段階(ポストプロダクション)に使用するデジタル編集設備を導入した場合に、当該経費に係る特別償却又は特別税額控除を可能として頂きたい

昨今、映画その他の映像製作では、撮影後の加工・編集・調整などの仕上げ段階(ポスト・プロダクション)の作業が、最先端技術を駆使して、物理的、予算的に撮影困難な映像を可能とするため、重要となってきております。

日本においては、デジタル編集設備の高額さなどから、その普及・活用が著しく遅れているのが現状であります。物理的にも予算的にも厳しい撮影環境にある日本が、国際競争力をつけ海外市場でも評価される魅力的な映像作品を創出するためには、仕上げ段階での世界レベルの技術が必要とされております。

本年7月、知的財産戦略本部で決定されました「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」でも「映画等のコンテンツの制作・投資を促進するため、税制措置を含む環境整備について、2003年度以降検討を行う」としており、是非とも、既存のポストプロダクション業者等が、常に最新鋭のデジタル編集設備を取り入れることができるよう、デジタル編集設備を導入した場合に当該経費に係る特別償却又は特別税額控除を可能として頂きたい、ここに要望いたします。